

SAKURA プロジェクトパートナー要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SAKURA プロジェクト（以下「プロジェクト」とする）の取組において、次の各号に定める事項に対する協力体制構築のため、SAKURA プロジェクトパートナー（以下「パートナー」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) プロジェクトの取組趣旨の周知及び啓発
- (2) 市内における地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という）による大規模停電の発生又は発生のおそれのある場合における給電活動

(プロジェクトの取組趣旨)

第2条 プロジェクトは、環境に優しく、災害時の非常用電源としての活用できる次世代自動車の外部給電機能について、効果的な普及啓発を図る取組であり、この取組を広域的に周知することにより環境に優しく災害に強いまちを目指すものである。

(要件)

第3条 パートナーに申請する企業、団体、及び個人（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) プロジェクトの取組趣旨に賛同すること。
- (2) プロジェクトが実施する事業に協力できること。
- (3) 豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当しないこと。

(禁止事項)

第4条 パートナーは、プロジェクトの取組を実施する際に、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 取組趣旨にそぐわない活動
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動
- (3) 法令や公序良俗に反する活動
- (4) プロジェクトのイメージを傷つけ、又は正しい理解への妨げとなる活動

(登録の申請)

第5条 申請者は、SAKURA プロジェクトパートナー登録申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 申請者が企業及び団体である場合は、申請書に次の各号に規定する書類を添付する必要がある。

- (1) 企業又は団体の概要が分かる書類
- (2) 提供可能なサービス・製品の概要、仕様等が分かる書類（該当のある場合のみ）

（登録の決定及び通知）

第6条 市長は、申請者から前条に規定する申請書類の提出があったときは、第3条各号に規定する事項に適合することを確認し、適当と認めるときは、当該申請者をパートナーとして登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づきパートナーを登録したときは、申請者に対し、登録の完了について通知するものとする。
- 3 市長は、前項の登録にあたり、必要に応じ、申請者に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

（登録の解除）

第7条 前条第1項の規定による登録について解除を申し出る場合はとよたSAKURAプロジェクトパートナー登録解除申出書（様式第1号、以下「申出書」という）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は前項に規定する申出書の提出があったときは、当該申出者の登録を解除し、登録解除の完了について通知するものとする。

（登録の取消し）

第8条 市長は、パートナーが次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) パートナーとしての申請に虚偽の記載があったとき
- (2) プロジェクトの趣旨に反することがあったとき
- (3) 第3条各号に規定する事項に反することが判明したとき
- (4) 第4条各号に規定する活動を行ったとき

- 2 前項の規定に基づく登録の取消しにより、市に損失が生じたときは、パートナーがその責めを負うものとする。

（協力依頼）

第9条 市長は必要に応じてパートナーに対して次の各号に定める協力事項を依頼することができるものとする。

- (1) 災害時における自助としての積極的な外部給電の活用
- (2) 災害時における地域への電力供給活動への協力
- (3) 地域防災訓練等地域行事への電力供給デモンストレーション活動への協力
- (4) その他、市長が必要と認めた活動への協力

(パートナーの独自普及活動)

第10条 パートナーは、プロジェクトパートナーであることを周知した上で、プロジェクトの趣旨に沿った普及活動を独自で実施することができるものとする。ただし、活動を実施する際は、実施日の2週間前までに取組及びそのPRに関する届出書(様式第3号、以下「届出書」という。)又は取組内容が分かる書類を市長に提出するものとする。また、ちらし等の印刷物に情報を掲載する場合は、その校正段階において届出書を市に提出するものとする。

(取組支援)

第11条 市は必要に応じて、パートナーの取組に必要な資機材を貸出もしくは支給し、支援を行う。

2 市は、パートナーの取組について、ホームページ等において積極的に広報する。

(パートナーの責務)

第12条 パートナーの製品及びサービスによって第三者に損害が発生したときは、パートナーの責任と負担でその解決にあたるものとする。ただし、その損害の原因が明らかでないときは、市及びパートナーの協議のうえ、協力して解決にあたるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。